

地域学校協働活動を推進する総合的・一体的な支援体制

—子どもの学習環境と地域コーディネーターの役割に着目して—

藤岡 恭子*

はじめに

- I 教育福祉実践における教育的価値
- II 市の「地域づくり」施策の展開
- III 市の教育ビジョンと施策の展開
- IV 地域学校協働活動の事例検討
おわりに—事例からの示唆—

はじめに

今日、「幅広い層の地域住民」の参画による「地域全体で学び合い未来を担う子供たちの成長を支え合う地域をつくる活動（地域学校協働活動）」の推進と「地域学校協働本部」の設置が、地方公共団体に求められている。ここで期待されていることは、第1に、地域住民が「学校のパートナー」、「子供の教育に関わる当事者として、子供たちの成長を共に担っていく」ことである。第2に、「子供たちの教育環境の充実」である。第3に、「地域住民の学びを起点」とした地域の教育力の向上と「持続可能な地域社会を創っていくこと」である¹⁾。

もう一つの仕組みとして、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の一層の推進を通した「コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくり」が提起されている²⁾。そこでは、「まずは地域住民による学校支援、学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築から始め、学校運営への参画に発展していく」道筋が提案されている³⁾。

こうして、「地域学校協働活動」の推進にあたり、市町村に求められることは、第1に、社会教育部局と学校教育部局および、教育委員会と首長部局の連携・協働による「部局横断で子供の育ちを総合的・一体的に支援する体制」の構築である。第2に、「コミュニティ・スクールの推進についての市町村教育振興基本計画への位置

付けなど教育委員会としてのビジョンの明確化と推進目標の明示」、「首長部局と連携・協働した施策の策定・実施」である。第3に、「コミュニティ・スクールと『地域学校協働本部』等の促進とその一体的・効果的な推進に向けた地方公共団体内のチームとしての連携・協働体制の強化」である⁴⁾。

他方、厚生労働省・文部科学省による「新・放課後子ども総合プラン」（2018年）においても、「地域学校協働活動」の一環としての「放課後子供教室等」の計画的な整備が提起されている。本プランでは、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」（児童福祉法第1条）、「子どもの最善の利益をいかに実現していくか」が求められているとしている。そのために、市町村における「効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場」としての「運営委員会」を設置し、関係者間で十分に協議を行うことが提案されている⁵⁾。

この提案で着目すべきことは、施策の策定・実施・評価のPDCAサイクルの担い手として、行政関係者のみならず、「地域学校協働活動」の関係者に参加が開かれている点である。そこで、市町村における「運営委員会」の設置にあたっては、子どもの権利を中核にすえて、「教育と福祉の権利」の統一的保障⁶⁾をめざす「合議の場」として機能させていくことに、積極的意義がみいだされよう。

また、多様な地域住民等の参画による「地域を創生する活動」における外在的・内在的矛盾に目を向けていく必要がある⁷⁾。この点、大桃敏行によれば、「社会教育が学校と家庭の間に介在する多様な学びを掌握するなかで、民間の営利・非営利を含めた多様なアクターの活動が連

* 岐阜協立大学経済学部教授

携と競合の両要素を内在させながら展開されている」として、「教育と福祉の関係、学校教育と社会教育の関係の再定位もまた課題となっている」としている⁸⁾。

こうした課題に接近するために、本稿では、A市Z地区の事例を検討対象として、学校づくりと地域の教育福祉実践をつなぐ、「地域学校協働活動」の教育的意義を探ることを目的とする⁹⁾。以下では、まず、教育福祉実践における教育的価値について、先行研究を検討する。次に、A市における「地域学校協働活動」を推進する仕組みを整理した上で、Z地区の事例を検討する。これらを通して、市町村教育委員会は、どのような価値的指向性をもって、連携体制を構築していったらよいか、その政策デザインへの示唆を得たいと思う。

I 教育福祉実践における教育的価値

1. 地域づくりと社会教育的価値の創造

国の「地域づくり」「学校づくり」施策が推進されるなかで、あらためて、社会教育研究における「地域づくりと社会教育的価値の創造」¹⁰⁾の視座に着目する必要がある。

高橋満によれば、「新たな価値や理念を内包する地域社会の暮らしのあり方を実現する契機を含む住民の主体的な参加の過程」ととらえる¹¹⁾視座から、本来の「社会教育実践の目的」を問うている。「大切なことは、学びをとおして人々の関係を形成すること」にあり、「どのような価値の転換をめざすのかがポイントとなる」としている。高橋は、「活動における人々の関係性（相互作用）の質こそが問われるべき」で、「実践に参加した一人ひとりが、何をどのように学んだのかを明らかにすることが課題」だとしている¹²⁾。

2. 「教育福祉」の理論的・実践的な視座

(1) 小川利夫の教育福祉論

小川利夫は、1970年代に、「教育と福祉の権利の統一的保障」の必要性を提起し、「教育福祉」研究を発展させてきた。小川がいう「教育福祉

問題」とは、「今日の福祉教育とりわけ児童福祉事業のなかに実態的には多分に未分化に包摂ないし埋没され、結果的には軽視ないし剥奪されている子どもと青年の学習・教育権保障上の諸問題」である¹³⁾。小川は、「教育と福祉」問題を「貧困・解放・発達の視点からとらえる」と同時に、3つの構造的次元から、「全体として構造的にとらえる必要がある」とする。すなわち、

- ① 「社会・家族的」な次元：社会問題としての児童問題そのもののいわば社会的性格とその矛盾にかかわるもの
- ② 「政策・運動的」な次元：それ(①)に対応する児童の教育・福祉政策と運動にかかわるもの
- ③ 「行政・活動的」な次元：より日常実践的な実現過程における行政と活動のあり方(傍点：原文、括弧：引用者注)。

小川は、『政策と運動』あるいは『行政と活動』との間の外在的矛盾、「政策および行政そのものにおける内在的矛盾」について、「その矛盾の発展の積極的な契機を討究していくこと」が、「思想と運動の共通の広場を形成するうえに重要な契機となる」としている¹⁴⁾。

高橋正教によれば、小川らの教育福祉論の提起は、『『恵まれない子どもたちの教育権保障』の問題そのものの実践的解決と同時に、「教育そのものの本質理解あるいは教育概念ないし教育権論の再構成を迫ろうとするものである」という¹⁵⁾。その上で、高橋は、『『恵まれない子どもの教育権保障』の問題から問うことだけに限定することを許さない』として、「制度としての教育と福祉それぞれの拡充にとって、多様なレベル・局面において教育と福祉の関係を問うこと」¹⁶⁾、教育と福祉の「それぞれの本来的な独自の価値を発展させ曖昧にすることなく、両者を統一的に保障していくためのあり方を実践的制度的に明らかにしていくことが求められている」としている(傍点：引用者)¹⁷⁾。

(2) 教育福祉実践と地域づくりの視座

小川らによる「教育福祉」の定義を継承して、辻浩は、「教育福祉」を次の3つの文脈から定

義している。すなわち、①「教育と福祉が連携」して、子ども・若者・成人の「豊かな人間発達を実現することをめざす概念」である。②「社会構造の中で生み出される問題を見据え、制度・政策を求め、実践を展開する動的なもの」である。③「困難をかかえる子どもにも等しく教育の機会を提供するため」だけではなく、「教育全体のあり方を見直す視点」であり「地域づくりの視点を提供するもの」である(傍点:引用者)¹⁸⁾。

そして辻は、教育福祉が実践される「4つの教育領域」を図示している。縦軸を「学校教育形態」か「地域教育形態」に、横軸を「行政主導」か「民間主導」に区分している。これによれば、「学校教育形態」は、「A領域:フォーマル教育(一条校における実践)」と「B領域=準フォーマル教育(非一条校における実践)」に区分される。「地域教育形態」は、「C領域:ノンフォーマル教育(公民館や子ども・家庭福祉における実践)」と「D領域:インフォーマル教育(NPOやボランティアによる実践)」に区分される(「行政主導」の領域に下線:引用者)¹⁹⁾。

以下では、この4領域のうち、本稿で検討対象とする「行政主導」のA領域およびC領域について、辻が提起する「教育福祉が求める教育的価値」をみていく。

1)「A領域:フォーマル教育(一条校における実践)」における教育的価値として、辻によれば、①「学校で学ぶことに新たな意味を与える学力論の提示」、②「『生き方の問い』を考えてくれる大人との出会い」を挙げている。また、新学習指導要領による「学び方改革」においては、③「新しい教育的価値を生み出す」ための「教師が自由に教育実践を創造できる条件」の整備が必要だとする。さらに、④「困難をかかえた子どもを排除しない学校づくり」として、「子どもが学びの主体となっていく実践」を、子ども・学校・地域住民・保護者の「自治と協同の中で」展開する必要性を提起している。

2) C領域:ノンフォーマル教育(公民館や子ども・家庭福祉における実践)」における教育的価値としては、「地域の中で芽生えてきた共生

の価値が、行政機関である社会教育施設や子ども・家庭福祉の領域で取り上げられ、公的な承認が与えられていること」、すなわち、地域における「共生の価値の行政的承認」が重要であると²⁰⁾。

以上から、①新たな教育的価値を創り出す教育福祉実践とそれを支える制度を動的にとらえる必要性が示されている。そして②「住民の主體的な参加の過程」と地域における「共生の価値の行政的承認」、③子ども・学校・地域住民・保護者の協働と自治による「困難をかかえた子どもを排除しない」教育福祉実践が求められている。そこで次章以降では、この3つの視点から、A市Z地区の事例を検討していくことにする。

II 市の「地域づくり」施策の展開

1. 研究の方法

(1) A市Z地区の選定理由

本稿でA市Z地区をとりあげる理由は、次のような3つの特徴にある。

第1に、A市では「A市地域づくり組織条例」を制定し、各「地域づくり組織」が策定した「地域ビジョン」を尊重し、市の総合計画に位置づけていることである²¹⁾。

第2に、「A市教育振興基本計画」(第一次教育ビジョン、2010年策定)では、教育と福祉の充実をめざした施策が展開されてきたことである。「0歳から18歳までの子どもへの途切れない支援を行うため」の保幼小中高の連携が推進されてきた²²⁾。これは、2016年策定「第二次教育ビジョン」の「新たな取組」として継承されている²³⁾。

第3に、Z地区では、「Y・Z地域づくり協議会」(以下、「Z地域づくり協議会」と略す)による活動として、①「放課後子供教室」および②「学校支援活動」が位置づけられ、多様な活動が展開されていることである²⁴⁾。この2つの取り組みは、それぞれ、文部科学大臣表彰を受賞しており²⁵⁾、県内外からも注目されている。

(2) 調査方法と分析視点

まず、Z地区における地域住民リーダーへの聞き取り調査を実施した(後述参照)。聞き取り内容および提供資料をはじめ、A市総合計画、条例、教育政策文書等を収集した。これらのデータに基づき、1) A市における市民の市政参画の仕組み、2) 地域学校協働活動を推進する教育施策、3) Z地区の地域学校協働活動の展開について検討する。その際、実践への参加者は、どのような「学びをととした人々との関係を形成」し、「どのような価値の転換」がめざされているのか²⁶⁾を考察する。

2. A市における地域づくりの基本構想

2016年3月策定の「A市総合計画(新プラン) (10年計画) では、2004年3月策定の「A市総合計画」(10年計画) における、「人間尊重を原点に」すえた「福祉」のまちづくりを基本理念として継承し、「より戦略的で実効性の高いまちづくりの指針として、新たな総合計画を策定」したとしている²⁷⁾。以下では、「新プラン」で掲げられている1) 地域課題、2) 基本施策、3) 協働のまちづくり施策を確認する。

(1) A市の地域課題

1) 人口総数と一世帯あたりの人員

A市は、大規模住宅団地の造成に伴う転入者の増加により、1970年代から人口急増してきたが、2000年(人口83,291人)をピークに微減しつつある。また、一世帯あたりの人員の減少、核家族化や一人暮らし世帯の増加が指摘されている。

2) 人口動態—若者の転出の増加—

社会増減(転入・転出)では、1990年をピークに転入者数が大きく減少し、2000年を境に転出者数が転入者数を上回り、近年では、転出超過になっている。特に、20歳代の若者の約6割が県外に転出している。

3) 年齢階層別人口構成比の推移

年代別人口構成では、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある一方で、生産年齢人口(15～64歳)や年少人口(14歳以下)は減少傾向にあ

る。「今後老年人口の増加と生産年齢人口の減少が続いた場合、全国平均の倍のスピードで高齢化が進むもの」と見込まれている²⁸⁾。

(2) A市における重要課題

こうした地域課題へのA市の重要課題として、次の4点が挙げられている。

第1に、「若者が暮らしやすいまちの実現」である。そのために、「学校・家庭・地域との連携による子育て支援や教育環境の充実を図る」、「雇用や労働環境の整備を推進する」など「若者が暮らしやすいまちづくりを総合的に進めること」である。第2に「超高齢社会に対応したまちの実現」、第3に「助け合い・支え合いのまちの実現」、第4に、これらを支える「持続可能な行財政運営の実現」である²⁹⁾。

3. A市総合計画における基本施策

表1のように、A市の施策体系は4つの基本目標から構成され、これらを支える行政の役割として、「5. 未来につなぐ自立と協働による市政経営」が掲げられている³⁰⁾。

4つの基本目標のうち、学校教育および生涯学習・社会教育の領域では、「4. 豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち」として、「生きる力を育む教育の推進」(4-1-1、4-1-2)、「生涯学習・生涯スポーツの推進」(4-2-1、4-2-2)、「市民文化の創造」(4-3-1)の5つの施策からなっている。

さらに、「5. 未来につなぐ自立と協働による市政経営」では、「1. 協働のまちづくり」として4つの施策が掲げられている。この点、表1の「Z地区」欄に示したように、後述する「Z地域づくり協議会」の「まちづくりの基本方針」において、A市の施策が反映されている点が注目される。これは、次節でみる、市政が「協働のまちづくり」施策を掲げ、地域づくりへの合意形成を図ってきた成果といえる。

表1 A市の施策体系

基本目標	基本施策	施策	* Z地区
1. 支え合い健康でいきいきと暮らせるまち	1. 人を大切にする社会の創造	1. 人権尊重 2. 男女共同参画社会	
	2. 保健・医療・福祉のネットワークづくり	1. 保健・医療・福祉ネットワーク 2. 健康づくり 3. 地域医療	(2)1-2-1
	3. 地域福祉の充実	1. 高齢者福祉 2. 障害者福祉 3. 子ども・子育て支援 4. 社会保障	(2)1-3-3
2. 美しい自然に包まれ快適に暮らせるまち	1. 良好な地域環境づくり	1. 環境保全	
	2. 環境負荷の少ない社会の創造	1. 低炭素社会, 2. 循環型社会	
	3. 安全で安心なまちづくり	1. 防災・減災 2. 防犯・交通安全 3. 消防・救急	(1)2-3-1 (1)(5)2-3-2
	4. 魅力的な都市環境づくり	1. 土地利用, 2. 都市計画, 3. 交通計画	(3)2-4-2
	5. 快適な生活環境づくり	1. 住宅・住環境, 2. 道路整備, 3. 公園・緑地, 4. 上水道, 5. 下水道等, 6. 斎場・墓地	(3)2-5-1 (5)2-5-2
3. 活力に満ちて暮らせるまち	1. 地域産業の振興	1. 農林資源, 2. 商工経済, 3. 観光交流	(3)3-1-1
	2. いきいきと働けるまちづくり	1. 雇用創出	
4. 豊かな心と健やかな体を育み暮らせるまち	1. 生きる力を育む教育の推進	1. 学校教育 2. 青少年健全育成	(4)4-1-1
	2. 生涯学習・生涯スポーツの推進	1. 生涯学習 2. 生涯スポーツ	(4)4-2-1
	3. 市民文化の創造	1. 文化振興	
5. 未来につなぐ自立と協働による市政経営	1. 協働のまちづくり	1. 都市内分権の推進 2. 市民公益活動の促進 3. 多様な主体による協働の推進 4. 情報共有の充実	
	2. 自主自立の市政経営	1. 「新・プラン」の推進 2. 成熟社会に対応する行政運営 3. 持続可能な財政運営	

注：*「Z地区」の列では、「Z地域づくり協議会」の「まちづくりの基本方針」(1)～(5)に該当するA市の施策を記した。
出所：A市「A市総合計画(第2次基本計画)」2019年、28頁より抜粋(Z地区欄の記載にあたっては、142-143頁参照)。

4. 「協働のまちづくり」施策の展開

ここでは、表1の「施策5-1-1 都市内分権の推進」に関する「協働のまちづくり」施策の展開を概観する。

(1) 「地域交付金制度」の創設

A市では、2002年4月に新市長就任後、市政一新プログラムが策定され、これに基づき、2003年に「A市地域交付金の交付に関する条例」が制定された。同年、市内14地域(公民館単位)で「地域づくり委員会」が結成され、各「地域づくり委員会」の会長が相互に意見交換、情報交換を行う場として、「地域づくり協議会」(現在、「地域づくり代表者会議」)が結成され

た。さらに、「まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ用途自由な一括交付金」が交付されている³¹⁾。

(2) 「A市自治基本条例」および「A市地域づくり組織条例」の制定

1) A市自治基本条例の制定

2005年に制定された「A市自治基本条例」では、自治の原則として「人権尊重」「情報共有」「参画及び協働」を掲げて、「市民の自主的な市政への参画」の保障が明記されている。

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。
- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

この3原則に基づき、第36条「協働のまちづくり」では、「市民及び市議会並びに市は」、「互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする」(第1項) こと、市は、「多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない」(第2項) こと、「多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設」を市の努力義務(第3項) としている。

2) A市地域づくり組織条例の制定

「A市自治基本条例」第34条(地域づくり)を受けて、「都市内分権」の方向性を示す「A市地域づくり組織条例」が2009年に制定された。ここでいう「都市内分権」は、次のように説明されている。

都市内分権(地域内分権)とは、地域と行政が役割を分担するなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです(傍点:引用者)³²⁾。

ここで重視されている点は、地域と行政との双方が協議を行い、合意形成を図ることである。そして、「A市自治基本条例」第34条(地域づくり)では、市の義務を次のように定めている。「市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない」(第4項) こと、「市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合におい

て、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない」(第5項) として、「市の権限と財源の一部をさらに『地域』へ移すこと」が示されている(傍点:引用者)。

(3) 各地域における「地域ビジョン」の策定

2009年当初から、各「地域づくり組織」で地域ビジョン策定委員会が組織され、住民アンケートの実施や意見をまとめ、課題を整理する等の検討会議で協議が重ねられてきた。2012年3月に15の全ての「地域づくり組織」(後述、「Z地域づくり協議会」もその1つである)で地域ビジョンが策定され、「地域づくり代表者会議」において発表された³³⁾。この地域ビジョンは、「A市総合計画」の「地域別計画編」に位置づけられ、各地域の将来像を最大限尊重した市の計画となっている³⁴⁾。

他方、A市では、公民館の管理運営について、「地域づくり組織」による指定管理者制度を導入し、地域づくり活動と公民館活動が密接に連携しやすい環境を整えてきた。2016年4月に「A市市民センター条例」が施行され、地域づくり活動、生涯学習活動、地域福祉活動の拠点としての「市民センター」となった。ここでは、「従来の生涯学習活動の拠点としてだけでなく、地域住民の自由な発想を尊重し、地域において様々な発想を試行・実現できる幅広い市民活動の拠点」になることが期待されている³⁵⁾。

III 市の教育ビジョンと施策の展開

1. 「A市子ども条例」の基本理念

A市教育施策の検討に先立ち、2006年3月に制定された「A市子ども条例」の基本理念を確認しておきたい。

A市子ども条例では、第1条で「子どもの最善の利益」の尊重と「子どもの権利」の保障を掲げ、「社会全体で子どもの成長を支えることを目的」としている。

第3条(基本理念)では、子どもの権利が尊重・保障され、子どもが「安全に安心して暮らし、健全に育つまちづくり」へのおとなの努力

義務が示されている。

この基本理念にのっとり、第4条(市の役割)では、「子どもを取り巻く状況に充分配慮し、あらゆる施策を推進するものとする」とし、第5条(市民の役割)では、「子どもが心豊かに育つ生活環境及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めなければならない」としている。

さらに、第19条1項で、「市は、子どもの大切な権利が保障され、子どもが心身ともに健全に成長するよう、子どもを取り巻くあらゆる環境を整備することを施策の基本とする」としている。こうした理念の下で、今般A市「総合計画」と一体的に進められる市教育施策の「重点取組」を次節で検討していくことにする。

2. A市教育施策の展開

2016年3月、「A市教育振興基本計画—第二次A市子ども教育ビジョン—(10年計画)」が策定され、「4つの新たな取組(重点取組)」が掲げられた。①小中一貫教育の推進、②A版コミュニティ・スクールの創設、③生涯学習センター機能の構築、④教育センター機能の充実である³⁶⁾。このうち、以下では、「A版コミュニティ・スクールの創設」についてみていく。

(1) A版コミュニティ・スクールの創設

表2のとおり、2020年度までに市内全小中学校19校への学校運営協議会の設置が目標として掲げられた。まず、2016年度には、国の「コミュニティ・スクール導入等促進事業」を受託し、モデル校の中学校区にて、導入に向けての研究が始められた。1年間の準備期間を経て、①

2017年4月に、学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール、以下CS)となった。②2018年度には、小学校5校、中学校1校がCSとなる。ここに、本稿で取り上げるZ地区のz小学校・w中学校も含まれる。さらに、③2019年度には、小学校7校、中学校1校がCSとなる。④2020年度には中学校2校がCSとなり、市内全小中学校19校がCSとなった³⁷⁾。

(2) A版コミュニティ・スクールの構想

2021年3月に策定された「A市教育振興基本計画(後期計画)」では、「A版コミュニティ・スクールの推進・充実」として、1)「コミュニティ・スクール(地域とともにある学校づくり)」と、2)「スクール・コミュニティ(子どもを核とした地域づくり)」の2つの柱が掲げられ、両者の一体的な推進が構想されている³⁸⁾。

1)「コミュニティ・スクール(地域とともにある学校づくり)」の推進・充実

2020年度に市内全小中学校がCSになったことを受けて(前述)、さらに、「各学校運営協議会が核となり」、「学校運営」、「学校支援」、「地域貢献」を3つの柱とした連携・協働の推進がめざされている³⁹⁾。

2)「スクール・コミュニティ(子どもを核とした地域づくり)」の体制構築

これは、「地域づくり組織等において進める、地域学校協働活動を支援すること」とされる。ここでいう「地域学校協働活動」とは、「子どもたちの学びと成長を支える活動」や「子どもたちが地域貢献できる場をつくる」活動とされている⁴⁰⁾。

表2 A市における「A版コミュニティ・スクール」推進の経緯

年月日	経緯	CS設置数(累計)
2016年3月	「A市教育振興基本計画—第二次A市子ども教育ビジョン—」策定。新たな取組に「A版コミュニティ・スクールの創設」が掲げられる。	【目標：2020年度に市内全小中学校19校CS設置】
2016年度	国の「コミュニティ・スクール導入等促進事業」を受託。モデル校の中学校区(小学校1校、中学校1校)で導入に向けての研究を始める。	
2017年4月	①モデル校が学校運営協議会設置校(以下、CS)となる。	小学校1校、中学校1校
2018年度	②小学校5校(z小含む)、中学校1校(w中含む)がCSとなる。	小学校6校、中学校2校
2019年度	③小学校7校、中学校1校がCSとなる。	小学校13校、中学校3校
2020年度	④小学校1校、中学校2校がCSとなる。	小学校14校、中学校5校

出所：A市教育委員会「コミュニティ・スクール実践集」2018年度、2019年度、2020年度版を元に、筆者作成。

(3)「スクール・コミュニティ」を基盤としたコミュニティ・スクールの推進

以上のように、A市では従来から「地域づくり組織」による「子どもたちの学びと成長を支える活動」が蓄積されてきた。その蓄積を基盤とした「スクール・コミュニティ」の体制構築がめざされている。

他方、A市は、学校運営協議会制度の法改正後にCSを導入した“後発”の自治体である。CSに関する研究や実践書⁴¹⁾から学びながら、A市独自の「A版CS」を推進しようとしている。

3. 教育委員会による情報発信の特徴

A市のCS推進においては、教育委員会による、時宜を得た情報発信が注目される。1つは、「コミュニティ・スクールだより」(以下、CSだより)の発行である⁴²⁾。2つめに、「コミュニティ・スクール実践集」(以下、CS実践集)の編集である⁴³⁾。

(1)「CSだより」による情報発信の特徴

「CSだより」は、すべての関係者とのコミュニケーション・ツールとなっている。その特徴として、以下の5点が挙げられる。

1) ビジョンの共有

2018年度の「CSだより」第1号から、①「A市がめざすCSの姿」の連載が開始され、第2号では、②「A版CSの3つの柱」(「学校運営の参画」、「学校支援の充実」、「地域貢献の場づくり」)を掲げ、第3号～第5号で、各柱の具体的活動について、モデル校の事例が紹介されている。さらに、③「熟議とは」(第6号)、「熟議の方法」(第7号)として、「参加者一人ひとりの思いを十分に出し合う」ための「付箋を活用した方法」が具体的に説明されている⁴⁴⁾。

2) 教育委員会による「CSサポート事業」

第3号(2018年6月21日)では、教育委員会による「CSサポート事業」の案内がされている。「学校運営協議会の役割、具体的運営方法、実践例等について学び、めざす子どもの

姿や学校課題について共有化を図るための『熟議』のお手伝い(ファシリテーター)をいたします」と呼びかけて、その申し込み先が示されている。ここでは、教育委員会関係者が、申し込みのあった学校運営協議会の設置に向けた研修会や準備委員会等、各種会議の場に出向いてきたという。そして、「学校と保護者・地域が共通の課題意識を持つことから、まず始まる」ということを説明しているという(A市教育委員会・社会教育部局長：C氏による本稿への校正原稿、2022年12月23日)。

3) 研修会・講演会等の充実

①文部科学省視学委員を招いての「A市小中一貫CS推進協議会」の実施(2018年度2回、2019年度1回、2020年度1回)、②同視学委員を招いての「教育フォーラム講演会」の実施(予告：第4号、案内：第6号、実施の様子：第9号)、③「教職員研修会」の実施(第5号)、④他県の先進事例への視察研修(第8号)である。2019年度には、⑤他県からのA市への視察(第13号)、⑥「CS推進研修会」では、市内のCS校の事例発表と、文部科学省総合教育政策局CS推進員による講演が開催され、参加者は、CS委員、保護者、学校教職員等159名であったとされる(第14号)。

4) 時々のトピックの紹介

各号の紙面左半分では、時々のトピックが紹介されている。①各学校の「第1回学校運営協議会の開催」の様子が写真付きで紹介されている(2018年度第2号・第3号、2019年度第11号・12号)。②2019年度では、「CS紹介」part 1～5として、各校のCSの特色が紹介されている。

5) 文部科学大臣表彰受賞の紹介

①「Z地区」の地域学校協働活動の受賞(2019年度第15号)、②A市初のCSモデル校の受賞(2020年度第19号)である。同号においては、それぞれに左半分が当該受賞記事、右半分にその実践例が図とともに紹介されている。

(2)「CS実践集」にみる情報発信

CS実践集は、2018年度版から2021年度版(2020年3月)まで4冊が編集されている。各

年度版の末尾には、「CSだより」の縮小版が添付されている。

各年度版では、その年度にCSになった「各学校運営協議会の取組」が、各学校3頁で紹介されている。各年度版の総頁は、年々増え、2018年度版(総26頁)、2019年度版(総57頁)、2020年度版(総61頁)、2021年度版(総78頁)とその内容も重厚になっている。こうして、A市内における「各学校運営協議会」の事例を学校間で情報共有できるとともに、地域ごとの特色を相互に比較することができる。また、各年度の進捗状況を時系列でたどり、多様な活動例を知ることができる点に、CS実践集を編集する意義があるといえよう。

(3) 地域学校協働活動の具体例

表3は、2020年度版「CS実践集」から掲載されている、A市における「地域学校協働活動」の具体的な活動例である。

ここでは、次の6つのカテゴリーにまとめられている。①地域学習・職場体験学習、②地域の行事等への参画、③地域未来塾、④学校に対する様々な協力活動、⑤放課後子供教室、⑥家庭教育支援活動である⁴⁵⁾。

表3 A市における「地域学校協働活動」

①地域学習・職場体験学習	・「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする活動 ・地域の産業についての職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習等
②地域の行事等への参画	・地域の行事、イベントへのボランティア参加・企画からの参画 ・伝統行事での伝統文化・芸能の発表 ・地域の防災訓練への参画等
③地域未来塾	・中学生等を対象に、教員OBや高校生・大学生等などの地域住民の協力によって行う学習支援活動
④学校に対する様々な協力活動	・登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、本の読み聞かせ、授業補助や部活動の支援等
⑤放課後子供教室	・地域住民の参画を得て、放課後や休日等に行う、学習や体験・交流といった様々な活動
⑥家庭教育支援活動	・家庭教育について、保護者が学び合う機会づくり等

出所：A市教育委員会「コミュニティ・スクール実践集2020」2021年、7頁を元に、筆者作成。

このうち、特徴的な活動として、「③地域未来塾」における中学生等を対象とした「高校生や大学生等」による学習支援活動が挙げられる。この点、「A市教育振興基本計画」(2021年)の「基本目標6 家庭・地域との協働の推進」のなかで、「地域人材の育成」として、具体的には「ジュニアリーダー」の養成や、ジュニアリーダーとして、活躍できる場の拡充が挙げられている。ここでいう「ジュニアリーダー」とは、「地域等で行われる、子どもを対象とした体験活動の運営やサポートを行う、中高生を中心とした青少年ボランティア」と説明されている⁴⁶⁾。この「ジュニアリーダー」の事例については、次章でみていくことにする。

IV 地域学校協働活動の事例検討

1. 地域住民による主体的参加の過程

(1) 聞き取り調査の実施

表4のとおり、Z地区の地域住民リーダー4氏に聞き取り調査を実施した(2021年8月17日)⁴⁷⁾。本調査では、研究の趣旨を説明した上で同意を得て録音し、文字化した。本稿への引用にあたっては、地区名、個人名等はアルファベット表記にした。なお、調査対象者およびA市教育委員会関係者に本稿の内容確認を依頼し、指摘事項等の修正・加筆を施した。

(2) 地域住民リーダーの地域関与の経緯

表4の作成にあたり、訪問した際の聞き取り内容と、教育委員会の文書等に基づき、原案を筆者が作成(2022年3月18日)した。次に、4氏に原案の記載事項等の確認を依頼し、D氏・G氏から修正加筆の回答を得て、D氏からの第二次修正加筆版(2022年3月28日現在)により、共同作成した。以下では、山崎準二による「教師のライフコース研究」を参考にして、地域住民としての「ライフコース上の転機を生み出す諸契機」や「ヨコの」「インフォーマルな」「関係性の下で営まれる諸経験」⁴⁸⁾をみていくことにする。

1) D氏のプロフィール

D氏の地域関与の契機は、大きく4つの流れに分けられる。第1に、2009年12月発足の「Z地域づくり協議会」地域ビジョン策定委員会の委員（公募）として、参画したことである。引き続き、ビジョン推進委員会委員を務めている。第2に、2012年度から「Z地域づくり協議会」教育文化部会委員として、同時に、「Z市民センター」職員（～2014年度）、センター長（2016～2018年度）として各部会の長を務めてきたことである。第3に、2018年度から、z小学校およびw中学校の学校運営協議会委員を務めていることである。第4に、2017年度からZ地区「ジュニアキャンプカウンセラー（以下、JCC）」を代表として立ち上げ、中高大学生のジュニアリーダー養成に取り組んでいることである。こうした地域・学校への関与が、X県教育委員会・社会教育委員（2020年6月～現在）につながっている。

2) E氏のプロフィール

E氏は、2011年度から、放課後子供教室「z小こどもクラブ」の3代目コーディネーターを務めている。また、E氏は、2014年度からw中学校学校評議員（～2017年度）、2018年度からw中学校CS委員を務めている。さらに、2017年度から「JCC」運営委員を務めている。

3) F氏のプロフィール

F氏は、2013年度から「Z市民センター」職員となり、2014年度から「Z地域づくり協議会」教育文化部会委員を務めている。2021年度からz小学校学校運営協議会委員（～現在）、さらに、2018年度からZ地区「JCC」運営委員を務めている。

4) G氏のプロフィール

G氏は、「社会教育委員として多年にわたり社会教育関係の団体活動に精励し、地域活動に寄与したこと」により、2021年11月5日に、文部科学大臣より「令和3年度社会教育功労者表彰」

表4 聞き取り調査の対象者

2021年8月17日、「Z市民センター」会議室（所属等は、2022年3月28日現在）		
氏名	Z地区における委員等	A市・X県における委員等
D氏	①「Z地域づくり協議会」地域ビジョン策定委員会委員（2009～2012年度）、ビジョン推進委員会委員（2013～2017年度） ②「Z市民センター」職員（2012～2014年度）、センター長（2016～2018年度） ③「Z地域づくり協議会」教育文化部会委員（2012～2021年度、部会長：2015年度）、ふれあい交流部会・部会長（2012年度）、安全防災防犯委員会委員長（2013年度） ④「Z総合スポーツクラブ」副代表（2016年度～現在、代表：2020年度） ⑤Z地区「ジュニアキャンプカウンセラー（JCC）」代表（2017年度～現在） ⑥z小学校学校運営協議会委員（2018年度～現在） ⑦w中学校学校運営協議会委員（2018年度～現在）	①「A市ユネスコ協会」副会長（2021年度～現在） ②X県教育委員会・社会教育委員（2020年6月～現在）
E氏	①放課後子供教室「z小こどもクラブ」コーディネーター（2011年度～現在） ②w中学校学校評議員（2014年度～2017年度） ③Z地区「ジュニアキャンプカウンセラー（JCC）」運営委員（2017年度～現在） ④w中学校学校運営協議会委員（2018年度）	
F氏	①「Z市民センター」職員（2013～2020年度） ②「Z地域づくり協議会」安全防災防犯委員会委員長（2018～2019年度）、教育文化部会委員（2014～2019年度） ③「Z総合スポーツクラブ」副代表（2016～2020年度、代表：2021年度～現在） ④Z地区「ジュニアキャンプカウンセラー（JCC）」運営委員（2018年度～現在） ⑤z小学校学校運営協議会委員（2021年度～現在）	「A市ユネスコ協会」理事（2021年度～現在）
G氏	①w中学校学校評議員（2005～2017年度） ②「Z地域づくり協議会」教育文化部会部会長（2012～2014年度・2017年度～現在）、副部会長（2015年度・2016年度） ③「Z総合スポーツクラブ」代表（2016～2019年度）、副代表（2020年度～現在） ④Z地区「ジュニアキャンプカウンセラー（JCC）」運営委員（2018年度～現在） ⑤w中学校区学校運営協議会会長（2018年度～現在）	①A市テニス協会会長（2001年度～現在） ②A市スポーツ協会・副会長（2005年度～現在） ③A市社会教育委員・委員長（2006年度～現在） ④A市指定管理者制度「A市武道交流館」運営委員長（2013年度～現在）

出所：本表の原案：筆者作成，4氏に校正を依頼・共同作成（2022年3月28日）に基づき筆者作成。

を受賞している⁴⁹⁾。2001年度から「A市テニス協会会長」(～現在)、2005年度から「A市スポーツ協会」副会長(～現在)、2006年度から「A市社会教育委員・委員長」(～現在)、2013年度からA市指定管理者制度「A市武道交流館」運営委員長(～現在)を務めている。

Z地区への関与は、2012年度から「Z地域づくり協議会」教育文化部会部会長(～2014年度・2017年度～現在)・副部会長(2015年度・2016年度)を務めている。また、2016年度から「Z総合スポーツクラブ」代表、2018年度からはZ地区「JCC」運営委員(～現在)を務めている。学校への関与は、2005年度からw中学校学校評議員(～2017年度)、w中学校区学校運営協議会会長(2018年度～現在)を務めている。

(3) 仲間集団を基盤とした学習集団の形成

4氏による関係性の構築は、次の拠点への参画を契機とした「仲間集団を基盤とした学習集団」の形成過程⁵⁰⁾とみることができる。ここでは、辻の「教育福祉実践の教育領域」(前述I・2)の枠組みを援用して、参画の契機を4点挙げていく。

1) C領域:ノンフォーマル教育(公民館や子ども・家庭福祉における実践)

第1の契機は、「Z地域づくり協議会・教育文化部会」への参画にある。G氏は2012年度から部会長を務め、D氏は「市民センター」職員・センター長として、F氏も「市民センター」職員として部会委員を務めている。E氏は、2011年度から同部会企画の放課後子供教室のコーディネーターを務めている。

第2の契機は、「Z総合スポーツクラブ」への参画にある。2016年度からG氏はその代表を、D氏・F氏は副代表を務めている(現在、F氏が代表、G氏・D氏は副代表)。

第3の契機は、D氏が2017年度に代表として発足したZ地区「JCC」の運営委員として、E氏(2017年度から)、F氏・G氏(2018年度から)が参画したことにある。

2) A領域:フォーマル教育(一条校における

実践)

第4に、G氏は、2018年度からw中学校区学校運営協議会会長を務め、D氏はw中学校区のz小学校およびw中学校の、E氏はw中学校の学校運営協議会委員(以下、CS委員)を務めている。F氏は2021年度からz小学校のCS委員を務めている。この点、A市教育委員会による2018年度CS委員の「委嘱及び任命」名簿によれば、G氏は「学識経験者」、D氏は「Z地域づくり協議会理事およびZ市民センター長」、E氏は「元学校評議員」と記されている⁵¹⁾。

以上より、4氏の「仲間集団を基盤とした学習集団」の形成過程は、「共生の価値の行政的承認」⁵²⁾に支えられていることが読み取れる。それは、宮崎隆志のいう「公民館などの施設はアソシエーションとしての仲間を組織する拠点であるが、その仲間集団は地域活動を通して地域を編集する機能を担い得る」⁵³⁾事例を示しているといえるだろう。

2. 「Z地域づくり協議会」の組織と活動

(1) Z地域の地域ビジョン

「Z地域づくり協議会」の区域は、新興住宅団地(2地区)と古くからの観光農業地域(1地区)で構成されている。人口は7,284人、3011世帯である(2021年8月1日現在)⁵⁴⁾。この点、D氏は、次のように述べている。

「この地域の人口は、2019年4月に比べて人口は減っていますが、世帯は増えています。高齢化率は、全国平均とさほど変わりません。ですから、若い方が入ってこられた、これはある程度楽しみでもあるということです。」

「Z地域づくり協議会」策定の地域ビジョンでは、まちづくりの将来像として「豊かな自然と触れ合う、安全安心で生きがいを感じる住み続けたいまちづくり」を掲げている。まちづくりの基本方針は、表5のとおり、5つの柱が掲げられている。

表5 Z地区「まちづくりの基本方針」

Z地区まちづくりの基本方針	A市施策との関連
①活き活き交流コミュニティづくり	2-3-1 防災・減災、2-3-2 防犯・交通安全
②心と心の触れ合う助け合い福祉の向上	1-2-1 保健・医療・福祉ネットワーク、1-3-3 子ども・子育て支援
③心安らぐ住環境づくり	2-4-2 都市計画、2-5-1 住宅・住環境、3-1-1 農林資源、2-1-1 環境保全
④人々が集い育む教育・文化	4-1-1 学校教育、4-2-1 生涯学習
⑤利便のよい住まいの場づくり	2-5-2 道路整備、2-3-2 防犯・交通安全

出所：A市総合計画「第2次基本計画」2019年、142-143頁より抜粋。

5つの柱の各取り組みは、A市施策との関連性が考慮されている。この点、A市「地域づくり代表者会議」における、情報交換・意見交換が反映されている（A市施策との対照は、前述表1参照）⁵⁵⁾。

D氏によれば、今般の地域ビジョンは、「住み続けたいまち、子育てをしたくなるまちへ」をテーマとして、次の2つの柱を推進しているという。「1. 高齢者が、健康で安心して楽しくイキイキと過ごせるまち」、「2. 地域の子どもたちが巣立ち成長した後も、楽しかったこの地域を思い出し、ここで暮らしたい、ここで子育てをしたいと思ってもらえるまち」にすることだという。

この点、D氏は、A市の「地域づくり代表者会議」で、次のことを学んだという。

「A市も『地方消滅』の可能都市類型に入っており、『高齢者にやさしいまち』であるだけでなく、『若い世代が子育てをしたくなるまち』が大切になっています。だから、交付金のなかで、われわれは、何に投資していったらいいか、どんな活動をしていったらいいかを、真剣に考えていかななくてはいけない。」

こうしてD氏は、「地域づくり協議会」の理事としての役割を自覚的に遂行している。

(2)「Z地域づくり協議会」の組織

「Z地域づくり協議会」の組織は、大きく、①「理事会」、実践機関としての②「専門部会」（4部会）と③「コミュニティ部会」（14自治会と安

全防災防犯委員会）、④市民センター、⑤事務局で構成されている。

4部会の「専門部会」のうち、「教育文化部会」が、まちづくりの基本方針「④人々が集い育む教育・文化」の活動を推進している。その「特徴的な2活動」として、z小学校を拠点とした①学校支援活動、②放課後子供教室事業が挙げられている⁵⁶⁾。

表6 z小学校の地域学校協働活動の展開

活動区分	(1) 学校支援（学習支援）活動 2010年度開始、2016年度文部科学大臣表彰 (2) 放課後子供教室「z小こどもクラブ」 2008年度開始、2019年度文部科学大臣表彰
体制	①統括的な地域学校協働活動推進委員等1人 ②地域学校協働活動推進員等4人 ③ボランティアの数（延べ登録数）150人
活動概要	「Z地域づくり協議会・教育文化部」に放課後子供教室・学校支援活動を位置づけて、多くの地域ボランティアによる子どもの居場所づくりや学校支援活動への地域ぐるみの取り組み。
特徴的な取組	(1) 学校支援活動：学習支援、教科学習・水泳授業・体験学習・クラブ活動などへのボランティアによる支援活動。 (2) 放課後子供教室：子どもたちへ体験活動を通じた学びを提供。また、市民センターが子どもたちの居場所となるように取り組んでいる。活動プログラムには、地域探究学習、市民センターでのキャンプ、小学校の廊下を利用した「長い巻きずしづくり」など。
実施上の工夫	①地域づくり組織内の部会活動に学校支援活動や放課後子ども教室を位置づけて取り組んできたため、窓口が一本化され、多様な活動が円滑に行われている。 ②学校支援活動：地域コーディネーターを位置づけ、学校からの要請を受け、登録されたボランティアへ照会、取りまとめを行っている。 ③放課後子供教室：市民センターを拠点として地域コーディネーターや地域ボランティアの参画のもと実施。子どもの参加については、登録制をとることによって、年間を通して多くの子どもたちが参加するよう工夫している。
取り組みの効果・成果	①小学生の頃、放課後子供教室に参加したり、学習支援や地域住民による見守りを受けて育った子どもたちが、中学・高校へ進学後に、「ジュニアサポーター」として放課後子供教室の運営をサポートしている。 ②ジュニアサポーターは、放課後子供教室以外にも地域活動や地域イベントの企画・運営に携わるなどまちづくり活動にも参加し地域貢献を行っている。 ③ジュニアサポーターの希望者に対して、体験型研修を実施：野外活動や地域活動に関する知識をさらに深め、「ジュニアキャンプカウンセラー」として、一層地域貢献ができる体制づくり。

出所：文部科学省「2019年度文部科学大臣表彰事例」（当該事例）を元に筆者作成（下線：引用者）。

3. z小学校における地域学校協働活動

表6の「統括的な地域学校協働活動推進員」は、D氏が担っている。以下、表6を参照して、2つの活動をみていく。

(1) 学校支援活動

z小学校における学校支援活動は、2010年度から開始され、2016年度に文部科学大臣表彰を受賞している。活動内容は、学習支援をはじめ、教科学習・水泳授業・体験学習・クラブ活動などへのボランティアによる支援活動である。

2016年表彰時点でのボランティアによる支援は、「教室に入って学習の支援をし、助言したりする中で良いところを誉め、子供たちの自己有用感を高めるような働きかけ」や「授業の中で理解できずに困っている児童に声をかけるなど」であった(傍点:引用者)⁵⁷⁾。

D氏によれば、本活動開始から12年の経験を通して、現在では、「1週間の支援時間割表」作成の流れが作りだされているという。

表7によれば、「お願いしたい支援内容」が9つに細分化され、①各担任教師が要請希望を

表7 「1週間の支援時間割表」作成の流れ

①担任が次週の要請希望を用紙に記入して教頭に提出する。
②教頭が各担任の支援要請を金曜日に一覧表にまとめてコーディネーターにメール送信する。
③要請を受けたコーディネーターは、各支援者に支援要請時間割を送信する。
④受信した各支援者は、支援できる場(日時・学級)を記して、コーディネーターに返信する。
⑤コーディネーターはとりまとめて日曜日に学校に返信する。
⑥月曜日の朝に各担任の机にその週の支援一覧表が届く。
*各担任は、「お願いしたい支援内容」を以下の9つの区分から選択して、(記号)を記入する。 (全)学級全体への支援 (個)指定する児童への対応 (準)準備や片づけの支援 (技)技能の支援 (見)見守り支援 (声)声かけ支援 (世)身の回りの世話 (助)学習内容の助言 (聞)聞き取りの支援

出所: D氏作成「つながりのある地域社会へ一向こう3軒両隣の関係一」(プレゼン資料), 2021年8月17日より抜粋。

記入する際に、そのなかから選択できるようになっている。この点に、「支援—被支援」のプロセスを、「相互主体」関係により構築しようとする配慮が読み取れる。

表7の「コーディネーター」(学校支援コーディネーター: H氏)は、②毎週金曜日に教頭からの「支援要請一覧表」のメールを受けて、③「登録されたボランティアへ照会」メールを送信し、④その返信をとりまとめ、⑤日曜日に学校に「支援一覧表」を送信している。

ここで注目されることは、①各担任からのニーズを出発点として、②それに応答する教頭の尽力がある点である。つまり、辻のいう「教師が自由に教育実践を創造できる条件」の整備⁵⁸⁾が前提となっている。その上で、③教頭からの要請に応答する「コーディネーター」H氏の尽力と、④H氏からの要請に応答するボランティア組織があり、⑤H氏がとりまとめた「支援一覧表」が各担任にフィードバックされる。こうして、教師の教育の自由が尊重される相互応答的な関係性のなかで、「子どもたちの自己有用感を高めるような」支援態勢が作りだされているといえよう。

さらに、D氏は、学校とボランティアとの関係調整について、次のように述べている。

「学校が要望されたものに入るということですから、あくまでも、こちらから『この時間にこのようにしましょう』ということは一切ございません。必ず、学校の情報・要望、体験学習の方は、学校と相談して1年間、どういう応援をしましょうということで決めています。」

以上より、「学校自身が開発主体」であるという尊重を前提⁵⁹⁾に、共有ビジョンを創り出すプロセスの重要性が示唆される。

(2) 放課後子供教室「z小こどもクラブ」

「z小こどもクラブ」は、A市から「放課後子供教室事業」の委託を受けて、2008年度から開始された。2011年度よりE氏が、「z小こどもクラブ」のコーディネーターとして、豊かな体験活動を創り上げてきたことから、2019年度に文

部科学大臣表彰を受賞している⁶⁰⁾。

D氏によれば、原則毎月第1土曜日に実施し、毎回の参加児童は、感染症の影響を受ける以前の2019年度では、平均120名であるという⁶¹⁾。

表6のとおり、取り組みの特徴は、①子どもたちへの体験活動を通した学びの提供、②市民センターが子どもたちの居場所となるように取り組んでいること、③市民センターを拠点として、地域コーディネーターや地域ボランティアの参画のもと実施していることである。

年間の活動プログラムは、「地域オリエンテーリング」「夏休み合宿」「長い巻き寿司チャレンジ」「餅つき大会」などの恒例行事のほか、「新しい企画、季節感のある企画などを織り交ぜ」計画しているという⁶²⁾。

D氏は、次のような思いを語っている。

「できるだけ、子どもたちが関心をもつ、印象に残る、感動する、そういう形のことをやっています。初めてやることとか、家ではさせてもらえないこととか、保護者の方からも了解をいただきながらやっています。今は、保護者の方にもたくさん参加いただいております。安全・見守りをさせていただけるということと、やはり、一緒にやってみることができるようになりました。」(傍点：引用者)

また、D氏らは、毎月の「z小こどもクラブ」の活動を映像媒体として残している。

D氏：「こどもクラブの1年間毎月の記録を、映像でまとめ、参加の児童や保護者に観ていただいています。」「それによって、子どもたち自身がこうやって活動していることを、親と共有して話題にしたり、『こんなことをしている』と友達にも自慢もできるという、そういう面があるんですね。」「記録をしっかり、4人のカメラマンがカメラもって動きますから、動画とこういう写真等で記録を残しているということです。」

このような映像を残すという毎月のD氏らの取り組み努力もまた、参加児童・保護者・D氏ら自身も含む地域住民の「印象に残る」「感動」体験の共有につながっている。

(3) 取り組みの効果・成果

以上より、z小学校を拠点とした活動を10年以上続けてきた効果として、D氏は、「思いがけない課題解決策」が生み出されたという。それは、1)子どもと高齢者との相互作用、2)「ジュニアサポーター」による地域活動への参加である。

1) 子どもと高齢者との相互作用

これは、学習支援や放課後子供教室へのアクティブ・リーダーによるボランティア活動だけでなく、裾野の広い地域住民の見守り活動（「8・3運動」）から始まる。D氏によれば、「朝の8時と午後3時の子どもの登下校の時間には、何らかの形で、外に出て散歩しましょうとか、庭をいじりましょうとか、ちょっと外に出てあいさつしましょうということを勧めるという運動を展開しています」という。

こうした日常的なレベルでの見守りを通して、子どもと地域住民との間に声をかけあう関係性が生まれる。さらに、子どもと高齢者との相互作用について、D氏は次のように述べている。

「これらの活動には、たくさんの高齢者の方がボランティアとして、後援に入っているの、子どもと高齢者とのつながりというのができてきます。それで、子どもたちが『楽しかった』『嬉しかった』『またやりたい』ということで、高齢者が『ありがとう』と言ってもらえることに対して、生きがいを感じるというような好循環になっています。」

こうした、相互承認の関係性を構築するプロセスが、次に述べる新たな地域サポーターの主体形成につながっている。

2) 「ジュニアサポーター」の誕生

以上述べてきたような、z小学校における地域学校協働活動を経験してきた子どもたちが、小学校卒業後に、「ジュニアサポーター」として地域活動に参加していることである。D氏によれば、その契機は、①2015年春、「z小こどもクラブ」を経験した中学1年生5名が、「同クラブのサポーターとして活動したい」と声を上げたことにある。②2016年、中学2年生になった彼

らから、「こどもクラブのサポーターだけでなく、地域行事の活動などにも参加したい」という希望が出され、中高生による地域づくり活動への参加が始まった。さらに、③2017年4月に、D氏が代表として、Z地区「ジュニアキャンプカウンセラー（以下、JCC）」を立ち上げた。

D氏によれば、JCCでは、希望者に対して、キャンプカウンセラーとして活躍できるよう「毎月1回5時間の体験型研修」を積み重ねているとする。JCCとして活動している中高大生等は、2021年8月時点で24名⁶³⁾、2022年3月時点では「4月から中学生になる6名より、JCCへの参加登録希望が出され30名」⁶⁴⁾であるという。彼らは、「z小こどもクラブ」の定例事業をはじめ、夏休み期間中のキャンプ合宿の運営やサポート、企画・運営の担い手として育っているという。

以上より、ここには、体験の共有を通じた、新たな教育的価値を生み出す学習プロセスがつくりだされている。まず、①「こどもクラブ」で、「楽しさ」「感動」体験を提供してくれるおとなの存在があり、それは、活動を見守る保護者や地域住民、体験を共有しあう仲間の存在に支えられている。次に、②今度は自分たちが、「こどもクラブのサポーターとして活動したい」と表明した意見が尊重され、その活動に参画する機会が提供されている。さらに、③彼らが「地域行事の活動などにも参加したい」という意見に耳を傾け、「地域づくり協議会」の活動に彼らをつなげている。④JCCの体験型研修は、キャンプカウンセラーとして活躍できるような、野外活動や企画・運営に関する知識・技能を体験的に学ぶ機会になっている。このことは、前述したように、「A市教育振興基本計画」でいう「ジュニアリーダーとして活躍できる場の拡充」につながっている。こうした体験の共有を通じた学習サイクルが、次なる「JCCへの参加登録希望」者へと受け継がれている。

おわりに―事例からの示唆―

以上の事例分析から、地域における教育福祉

問題への制度的・実践的意義を、次のようにまとめることができる。

第1に、「市総合計画」において、子どもの権利保障を中核にすえた地域づくり施策が推進されている点に意義がある。A市では、「子ども条例」で子どもの権利条約を基本理念として明記し、「自治基本条例」で自治の3原則（人権尊重、情報共有、参画及び協働）を掲げ、市民と市との相互尊重のもとでの「協働のまちづくり」をめざしている。その際、市の努力義務として「民主的な意思決定が図られるよう、開かれた場と機会の創設」を明記している。そして、市内の各「地域づくり組織」に地域交付金を交付し、各組織による地域ビジョンの策定を促している。さらに、各「地域づくり組織」の代表者からなる「地域づくり代表者会議」を組織化し、相互に意見交換・情報交換する場、市による研修会の場として開催している。こうして、その施策において、「地域づくり組織」を制度的・財政的に支援している点に意義がある。

第2に、A市では、従来から展開してきた教育と福祉の連携の仕組みを基盤として、市内全小中学校に「A版コミュニティ・スクール」を導入し、実践を展開している。その際、教育委員会からの「CSだより」「CS実践集」による情報発信を通して、すべての関係者に開かれたコミュニケーション回路を開発した点に意義がある。「CSだより」によれば、文部科学省視学委員を招いた研修会・講演会等の実施、他県への視察、他県からの視察など、A市における学びの機会は、子ども・保護者、学校・教職員、地域学校協働活動の関係者に広く開かれている。こうした多様な学びの機会を通して、実践交流を内外に広げる機会の創出と、新たな教育的価値の生成が期待できる。

第3に、以上の条件整備行政に支えられて、Z地区の地域学校協働活動が、文部科学大臣表彰事例として結実していることに意義がある。z小における「体験活動」の質は、D氏らの属人性に大きく依拠している一面がある。たとえば、大学時代にキャンプカウンセラーとして野外活動センターで活躍した経験があり、その知

見を活かして、子どもたちに、「感動」体験を提供するとともに、ジュニアキャンプカウンセラーの養成が可能となっている。

他方、10年以上継続するなかで編み出されてきた、次のような普遍的な方法論とその教育的価値に着目する必要がある。①「こどもクラブ」の年間プログラムでは、「季節感のある」「家ではさせてもらえない」体験活動を工夫していることである。②映像を記録媒体で残し、子どもたち・保護者に観てもらい、共有していることである。これが、親子間、友達間、および地域住民とのコミュニケーションを促進している。③「体験の共有」を通じた関係性の構築が、次なる学習のサイクルを生み出していることである。④「地域活動に参加したい」という子どもの意見表明に耳を傾け、彼らが活躍できる場を拡充していることである。⑤定年退職後のライフコースとしての地域関与のロールモデルが示されていることである。「地域づくり組織」や公民館活動への参加が、学習コミュニティへの参画の契機となる道筋が示されている。

本稿では、D氏らの語りを手がかりに、Z地区の地域学校協働活動をみてきたが、次の点で課題が残されている。他地域との比較検討や、「地域づくり組織」と市との具体的な関係性について、あらためて検討が必要である。今後の課題としたい。

付記：

本研究は、JSPS 科研費JP20K02548「地域の教育福祉ネットワークを構築する学校教育・保育・社会教育の理論と実践の研究」(研究代表者：藤岡恭子)の助成を受けたものである。

【注】

- 1) 中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域に連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」2015年、44-54頁。
- 2) 2017年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となった。
- 3) 中教審答申、前掲、2015年、42-43頁。
- 4) 同上、42-43、65-67頁。

- 5) 厚生労働省・文部科学省『「新・放課後子ども総合プラン」について(通知)」2018年、1-6頁。
- 6) 小川利夫・永井憲一・平原春好編『教育と福祉の権利』勁草書房、1972年。小川利夫『「教育福祉」概念の現代的考察—教育福祉論序説—』佐藤進・小川利夫編著『関連領域と社会福祉』有斐閣、1983年、178-195頁。小川利夫『教育福祉の基本問題』勁草書房、1985年。小川利夫・高橋正教編著『教育福祉論入門』光生館、2001年。
- 7) 小川利夫、前掲、1985年、49-51頁。
- 8) 大桃敏行「日本型公教育の再検討の課題」大桃敏行・瀬戸博史編著『日本型公教育の再検討—自由、保障、責任から考える—』岩波書店、2020年、1-12頁。
- 9) 本稿は、次の拙著(Y市の事例検討)の続編である(藤岡恭子『「地域における学校との協働体制」と教育福祉実践—教育行政と「地域コーディネーター」との関係性に着目して—』『地域創生』第41巻、2022年、41-58頁)。
- 10) 日本社会教育学会編『地域づくりと社会教育的価値の創造』東洋館出版社、2019年。
- 11) 高橋満「まえがき」、同上書、1-3頁。高橋は「地域づくり政策の二重性」について、「一面では、地域支配の再編のプロセスであり、他面、新たな価値や理念を内包する地域社会の暮らしのあり方を実現する契機を含む住民の主體的な参加の過程として捉えられる」として、「政策そのものの批判的検討」の必要性を提起している。
- 12) 高橋満「序:国家、地域づくりと社会教育」、同上、8-20頁。
- 13) 小川利夫、前掲、1985年、30頁。
- 14) 同上、50-51頁。
- 15) 高橋正教「教育福祉研究—これからの捉え方と課題—」小川・高橋編著、前掲、2001年、225-244頁。
- 16) 高橋正教、同上、238-239頁。
- 17) 高橋正教「教育福祉の問題状況と課題」、同上、10-26頁。
- 18) 辻浩『現代教育福祉論—子ども・若者の自立支援と地域づくり—』ミネルヴァ書房、2017年、1頁。
- 19) 辻、同上、127-139頁。
- 20) 辻、同上、139-146頁。
- 21) A市「A市総合計画(第2次基本計画)」2019年3月、170頁。
- 22) A市教育委員会「A市教育振興基本計画—第一次A市子ども教育ビジョン—」2010年10月。
- 23) A市教育委員会「A市教育振興基本計画—第二次A市子ども教育ビジョン—」2016年3月、18-19頁。
- 24) Y・Z地域づくり協議会地域ビジョン策定委員会「地域ビジョン」2011年。正式名称は、「Y・Z地域づくり協議会」

地域学校協働活動を推進する総合的・一体的な支援体制(藤岡)

- である(以下「Z地域づくり協議会」と略す)。
- 25) 文部科学省「学校と地域でつくる学びの未来」(表彰事例)。
- 26) 高橋満、前掲、18頁。
- 27) A市「A市総合計画(基本構想)」2016年3月、5-10頁。
- 28) 同上、12-14頁。
- 29) 同上、15頁。
- 30) 「A市総合計画」、前掲、2019年3月、27-117頁。
- 31) A市地域環境部「A市地域予算制度」(2017年度版)、3頁。
- 32) 同上、1頁。
- 33) 同上、4頁。
- 34) 「A市総合計画」、前掲、2019年3月、118-149頁。
- 35) A市地域環境部、前掲、2017年、5頁。
- 36) 「A市教育振興基本計画」、前掲、2016年3月、17-20頁。
- 37) A市教育委員会「コミュニティ・スクール実践集2018」2019年、「同上2019」2020年、「同上2020」2021年。
- 38) A市教育委員会「A市教育振興基本計画—第二次A市子ども教育ビジョン(後期計画)—」2021年3月、20頁。
- 39) 同上。
- 40) 同上。
- 41) 研究書として、佐藤晴雄『コミュニティ・スクールの研究—学校運営協議会の成果と課題—』風間書房、2010年。佐藤晴雄『コミュニティ・スクール—「地域とともにある学校づくり」の実現のために—』エイデル研究所、2016年。佐藤晴雄『コミュニティ・スクールの全貌—全国調査から実相と成果を探る—』風間書房、2018年。実践書として、貝ノ瀬滋『小・中一貫コミュニティ・スクールのつくりかた—あなたの学校でもできる!三鷹市教育長の挑戦—』ポプラ社2010年など。
- 42) A市教育委員会事務局「コミュニティ・スクールだより」2018年度(第1号~第10号)、2019年度(第11号~第15号)、2020年度(第16号~第20号)、2021年度(第21号~第33号)、2022年10月5日付第34号~(2022年11月18日現在。以下、「CSだより」と略す)。
- 43) 前掲「コミュニティ・スクール実践集」2019年、2020年、2021年、2022年(以下「CS実践集」と略す)。
- 44) 前掲「CSだより」第1号、2018年。
- 45) 前掲「CS実践集2020」2021年、7頁。
- 46) 「A市教育振興基本計画」、前掲、2021年3月、41頁。
- 47) Z地区への訪問調査、および同時期に実施した各地区の訪問調査のアレンジは、田口鉄久(科研・研究分担者)の人脈と尽力によるものである。各地区の事例の詳細は、田口鉄久「子どもの育ちを支える地域の人々と活動内容—聞き取り調査を通して—」『鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部紀要』第5号、2022年、83-96頁参照。
- 48) 山崎準二「教師教育改革の現状と展望—教師のライフコース研究」が提起する<7つの罪源>と<オルタナティブな道>—『教育学研究』第79巻 第2号、2021年、182-193頁。
- 49) G氏からのメール(2022年3月19日)。
- 50) 宮崎隆志「暮らしの思想の生成論理—地域社会教育の学習論—」日本社会教育学会編、前掲、2019年、195-207頁。
- 51) A市教育委員会教育長「臨時審査した事件(A市学校運営協議会委員の委嘱及び任命)の承認について」(2018年6月4日報告)。
- 52) 辻、前掲、144-146頁。
- 53) 宮崎、前掲、197頁。
- 54) D氏作成「つながりのある地域社会へ—向こう3軒両隣の関係—」(2021年8月17日、D氏によるプレゼン資料)。
- 55) 「A市総合計画」、前掲、2019年3月、143頁。
- 56) 前掲、D氏によるプレゼン資料および、「Z地域づくり協議会」ホームページを参照。
- 57) 前掲、文部科学大臣表彰事例(当該活動)。
- 58) 辻、前掲、2017年、140-141頁。
- 59) 米国都市における「大学研究者による学校支援」では、「学校自身が開発主体であること」の尊重を前提としたコンサルタント・サービスが展開されている。藤岡恭子『ジェームズ・カマーの学校開発プログラム研究—米国都市における貧困家庭の子どもの学習支援の取り組み—』風間書房、2020年、248-249頁参照。
- 60) 前掲、文部科学大臣表彰事例(当該活動)。
- 61) D氏作成資料「Z地区JCC(ジュニアキャンプカウンセラー)活動に関して」、1頁。
- 62) 前掲、D氏によるプレゼン資料。
- 63) 前掲、D氏作成資料「JCC活動に関して」
- 64) D氏からのメール(2022年3月17日)。